

## 火災の被害に遭われた方へ

火災の被害に遭われた方は、各種減免措置等を受けられる場合があります。なお、申請に際してそれぞれ要件や必要書類がありますので、詳細につきましては下記の市役所各課・係にお問い合わせください。

また、申請の添付書類として消防が発給する「り災証明書」が必要な場合があります。り災証明書の発給につきましては、消防本部の3階にあります警防課調査係までお問い合わせください。

・ 水道料金等の減免について	7階	上下水道総務課	お客様係
・ 市営住宅の一時使用について	6階	建築住宅課	住宅係
・ 火災により出た家庭ごみの収集及び処分について	6階	環境政策課	減量推進係
・ 災害見舞金の申請について	4階	市長公室	危機管理課
・ 固定資産税の減免について	2階	課税課	固定資産税係
・ 軽自動車税の減免について	2階	課税課	税制係
・ 市民税の減免について	2階	課税課	市民税係
・ 介護保険料の減免について	2階	高齢介護課	介護収納係
・ 居宅介護サービス費等の減免について	2階	高齢介護課	認定係
・ 国民健康保険料の減免について	2階	保険年金課	保険係
・ 国民年金保険料の免除及び納付猶予について	2階	保険年金課	国民年金係
・ 後期高齢者医療保険料の減免について	2階	医療支援課	収納係
・ 保育料の減免について	1階	子ども未来室	入所係
・ 留守家庭児童会室使用料の減免について	1階	子ども未来室	入所係

### お問い合わせ先

(減免措置等に関すること)

松原市役所 072-334-1550 (代表)

(り災証明書に関すること)

松原市消防本部 072-332-3103 (警防課調査係)